

社会福祉法人(老人福祉施設)における地域福祉活動について

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

(参考資料)

- 社会福祉法人(老人福祉施設)における生活困窮者等への生活支援機能に関する調査研究事業報告(平成25年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)
- 全国老施協・全国研究会議、全国老人福祉施設大会

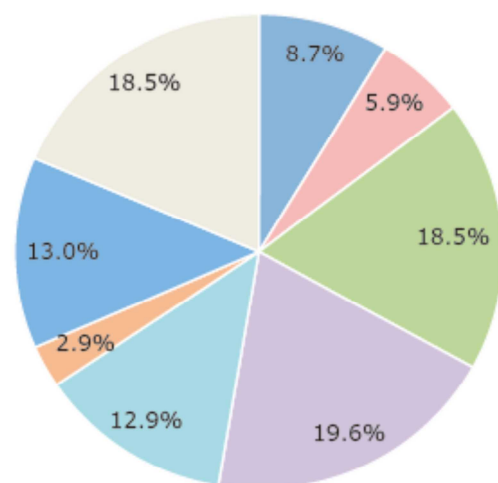
<社会福祉法人(老人福祉施設)における生活困窮者等への生活支援機能に関する調査研究事業報告より>

1. 法人設立認可年

法人の設立年では1980～1989年が最も多い。介護保険法が施行された2000年以降に設立された法人は18.5%である。

設立認可年	件数	構成比
1959年以前	99	8.7%
1960～1969年	68	5.9%
1970～1979年	211	18.5%
1980～1989年	224	19.6%
1990～1994年	147	12.9%
1995年	33	2.9%
1996～1999年	149	13.0%
2000年以降	212	18.5%
小計	1,143	100.0%
無回答	24	-
合計	1,167	

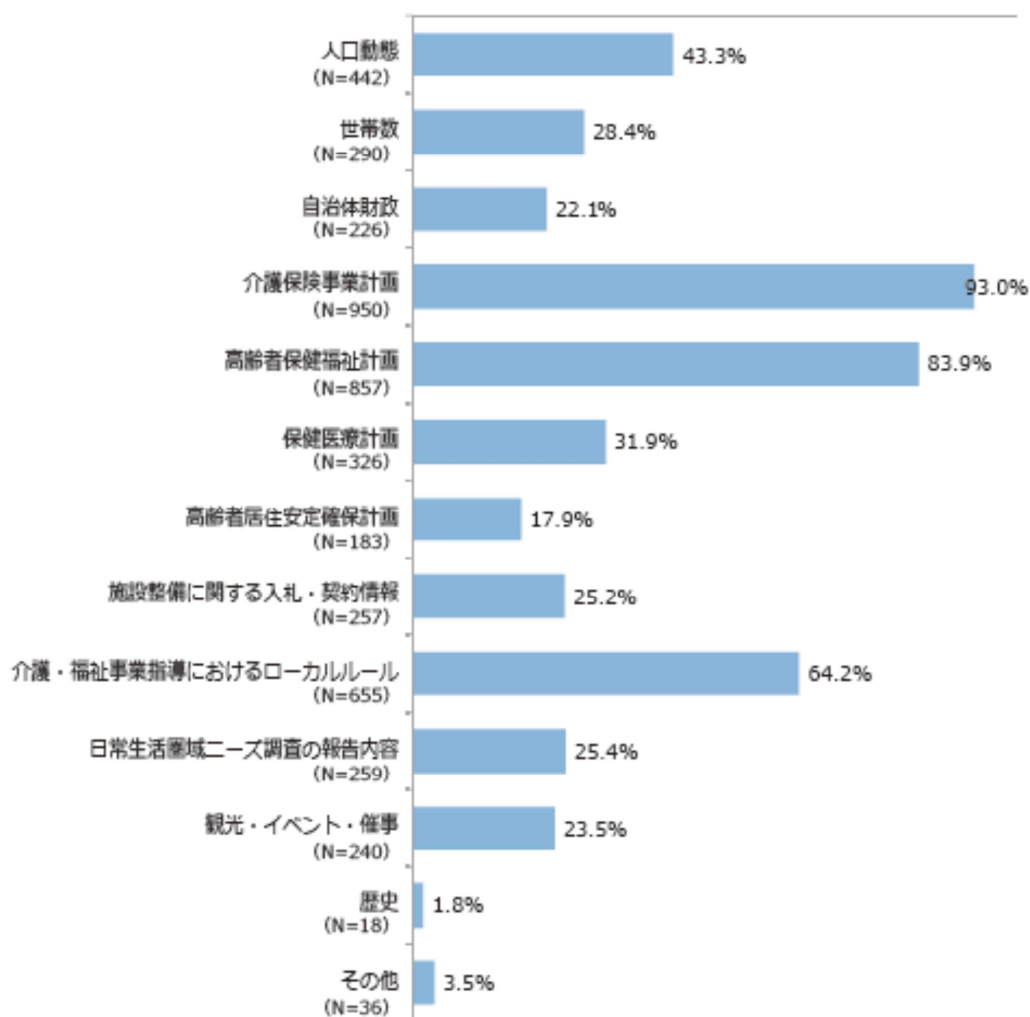
■ 1959以前 ■ 1960～1969 ■ 1970～1979 ■ 1980～1989
■ 1990～1994 ■ 1995 ■ 1996～1999 ■ 2000以降



2. 「主たる拠点」における自治体情報の把握状況

- 「主たる拠点」の自治体情報は、90.0%が入手していると答えている。入手方法は「直接担当課と連絡」が最も多く、「自治体ホームページを閲覧する」「行政説明会に出席する」と続いた。
- 収集内容は、「介護保険事業計画」93.0%「高齢者保健福祉計画」83.9%「介護・福祉事業指導におけるローカルルール」64.2% が上位となった。その理由としては「経営の方向性を定めるため」「地域の福祉的街づくりを支援するため」が挙げられている。
- 一方、介護保険事業計画の元になる「日常生活圏域ニーズ調査の報告内容」や、地域包括ケアシステムにおける「高齢者の住まい」の観点から「高齢者居住安定確保計画」については 2 割程度と他の項目に比べ低かった。

図表 15 情報収集の内容 (N=1,021) 複数回答
(回答総数=4,739)

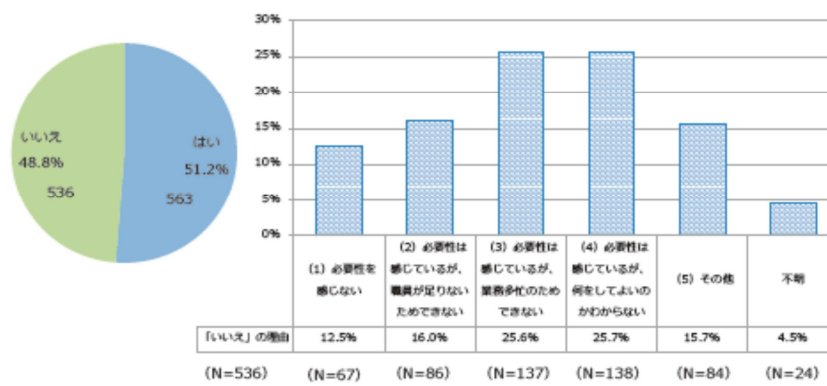


3. 「主たる拠点」における生活困窮者等への地域支援の状況

① 生活困窮者等に関する情報収集の状況

- 情報収集については、「はい」が 51.2% (N=563)、「いいえ」が 48.8% (N=536)と、回答は拮抗する結果なった。
- アンケートでは「いいえ」と答えた法人に、その理由を選択してもらった。最も回答数が多いものは「必要性は感じているが、何をしてもよいかわからない」となっている。
- また、「必要性は感じているが、業務多忙のためにできない」もほぼ同数であった。一方で、「いいえ」と答えたうちの 1 割が「必要性を感じない」と回答している。

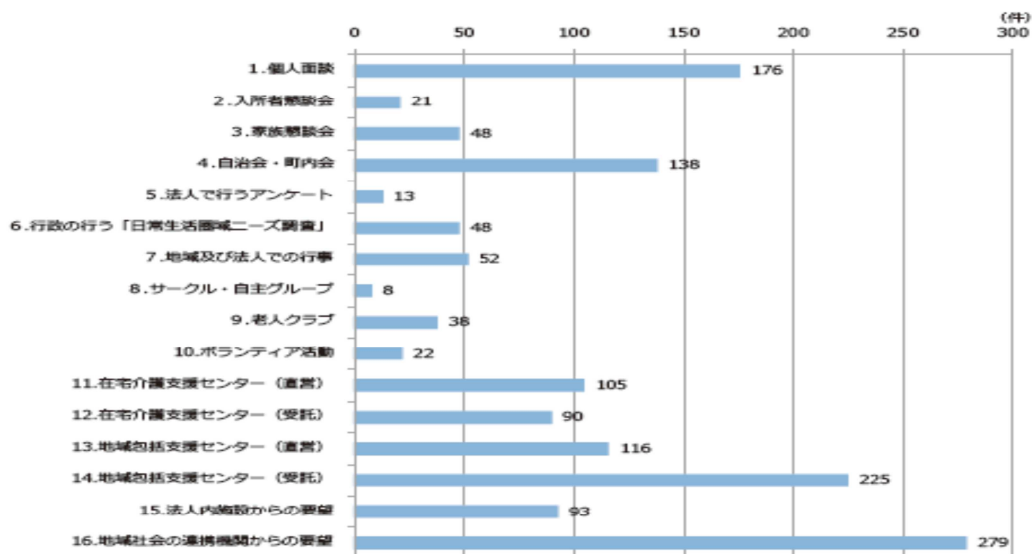
図表 23 「主たる拠点」において生活困窮者等に関する情報を把握しているか否か (N=1,099) 単一回答



② 情報収集の方法

- 地域において何らかの支援を要する者の情報の把握については、「地域社会の連携機関からの要望」が 279 件と最も多く、「14.地域包括支援センター(受託)」(225 件)、「1. 個人面談」(176 件)、「4. 自治会・町内会」(138 件)と続いている。

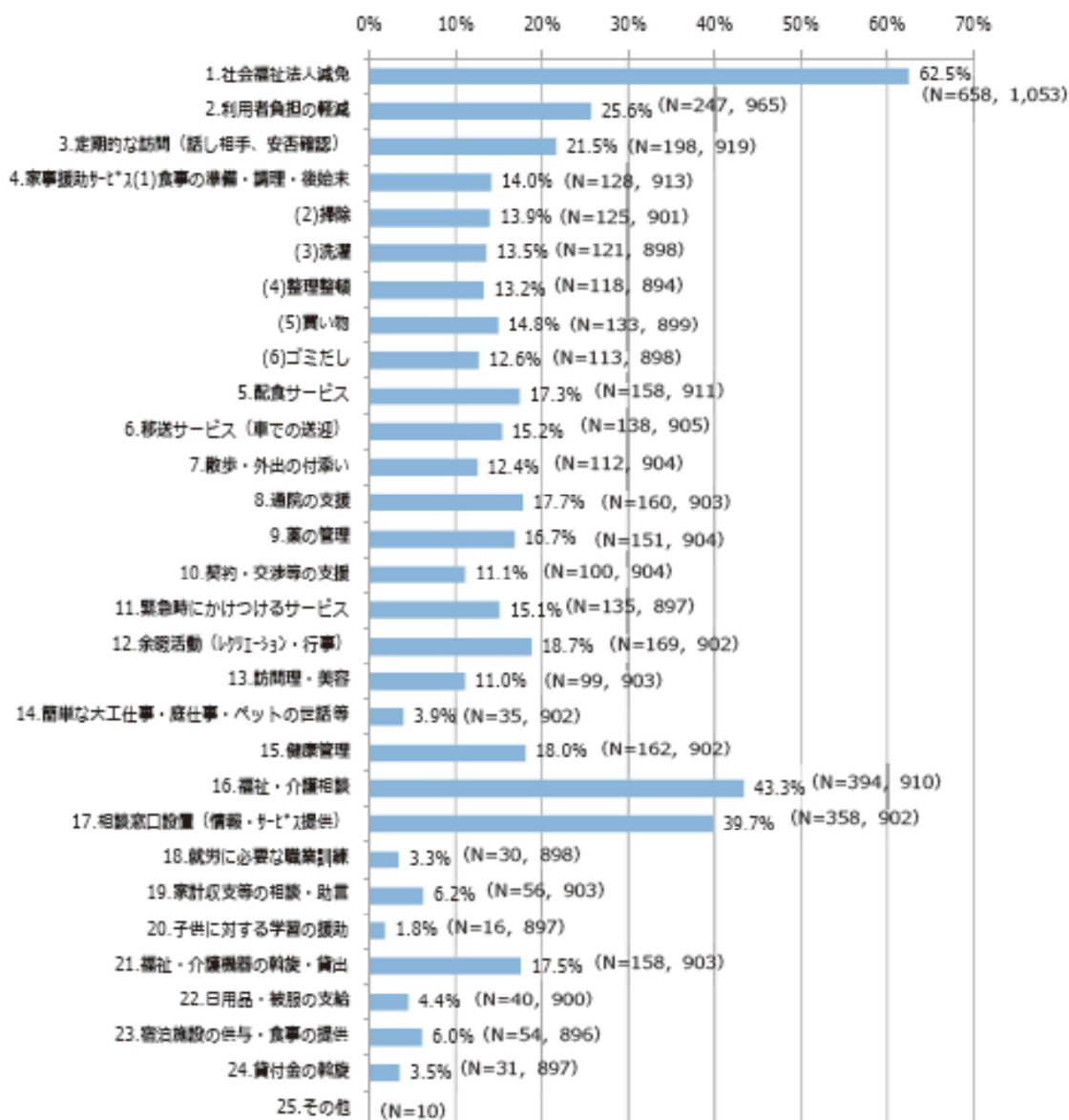
図表 24 生活困窮者等に関する情報収集の際の利用機関等 (N=569) 複数回答 (総件数=1,472)



4. 「主たる拠点」における平成 24 年度の「生活困窮者等」へ支援の実施状況

- 生活困窮者等(何らかの支援を必要とする人々)への支援の実施状況では、「1.社会福祉法人減免」を実施していると答えたのは 62.5%、以下「16.福祉・介護相談」43.3%、「17.相談窓口設置(情報・サービス提供)」39.7%、「2.利用者負担の軽減」25.6%、「3.定期的な訪問(話し相手、安否確認)」21.5%と続く。
- 上記以外の項目については「実施していない」が大半となった。

図表 26 生活困窮者等への支援の実施状況
複数回答 (N 値: 各サービス毎の実施有数, 有効回答数で表示)



- 主要な各項目の「実施なし」の理由については、以下に示すとおり。

「社会福祉法人減免」、「利用者負担軽減」については、「その他」を除き(以下同じ)、「財源確保が困難」と答えた法人が多い。

- 本会にて実施した「平成 24 年度収支状況等調査報告書」(平成 26 年 2 月)において、「利用

者負担軽減制度を実施している」と回答した特養は 1,476 施設で、全体の 67.9%に及ぶ (n=2,174 施設)。

- 一方、「実施していない」と回答した特養は 32.1% (697 施設)であり、そのうち「市町村で実施していない」と回答した特養は 12.6% (88 施設)、「市町村で実施しているが、当施設では実施していない」と回答した特養は 34.4% (240 施設)、「当施設では実施しているが、本制度の対象者がいない」と回答した特養は 47.2% (329 施設)。また、利用者負担軽減制度の平均実施額は 330,874 円となっている。
- 対象者が少ない実態もあるが、実施していない市町村に対して本制度実施への理解を求めるとも含め、対象者には実施できるよう、法人としての対応を検討しておきたいところである。

5. 生活困窮者等に関する情報把握の有無

- 情報把握の実施の有無と生活困窮者等への支援の実施状況の関連については、「情報把握を行っている社会福祉法人」の方が行っていない法人と比べて、様々な生活支援サービスを実施している割合が高いことがわかった。
- この結果は、生活困窮者等への支援を充実させるために、情報収集の重要性を示唆するものであると言える。

図表 40 生活困窮者等に関する情報把握の有無別 (N=1,099) 単一回答

項目	全体 (n=1,167)	情報把握している (n=563)	情報把握していない (n=536)
1.社会福祉法人減免	56.4% 658	65.5% 369	50.4% 270
2.利用者負担の軽減	21.2% 247	27.9% 157	15.3% 82
3.定期的な訪問 (話し相手、安否確認)	17.0% 198	28.2% 159	6.7% 36
4.家事援助サービス(1)食事の準備・調理・後始末	11.0% 128	16.9% 95	5.2% 28
(2)掃除	10.7% 125	16.5% 93	5.2% 28
(3)洗濯_実施している	10.4% 121	16.0% 90	5.0% 27
(4)整理整頓	10.1% 118	15.5% 87	5.0% 27
(5)買い物	11.4% 133	17.2% 97	5.4% 29
(6)ゴミだし	9.7% 113	14.7% 83	4.9% 26
5.配食サービス	13.5% 158	19.2% 108	8.6% 46
6.移送サービス (車での送迎)	11.8% 138	16.9% 95	7.6% 41
7.散歩・外出の付添い	9.6% 112	13.5% 76	5.6% 30
8.通院の支援	13.7% 160	18.7% 105	9.3% 50
9.薬の管理	12.9% 151	16.9% 95	9.0% 48
10.契約・交渉等の支援	8.6% 100	12.4% 70	5.2% 28
11.緊急時にかけるサービス	11.6% 135	18.5% 104	5.2% 28
12.余暇活動 (レクリエーション・行事)	14.5% 169	19.2% 108	10.4% 56
13.訪問理・美容	8.5% 99	9.8% 55	7.5% 40
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0% 35	3.7% 21	2.6% 14
15.健康管理	13.9% 162	18.5% 104	9.7% 52
16.福祉・介護相談	33.8% 394	47.4% 267	22.6% 121
17.相談窓口設置 (情報・サービス提供)	30.7% 358	42.5% 239	21.1% 113
18.就労に必要な職業訓練	2.6% 30	4.1% 23	1.3% 7
19.家計収支等の相談・助言	4.8% 56	7.3% 41	2.6% 14
20.子供に対する学習の援助	1.4% 16	2.0% 11	0.9% 5
21.福祉・介護機器の転貸・貸出	13.5% 158	19.9% 112	8.0% 43
22.日用品・被服の支給	3.4% 40	5.0% 28	2.1% 11
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6% 54	6.0% 34	3.2% 17
24.貸付金の転貸	2.7% 31	4.3% 24	1.3% 7
25.その他	0.9% 10	1.1% 6	0.7% 4

<法人規模別>

- 社会福祉法人の規模と「社会福祉法人減免」、「利用者負担軽減」の実施状況の関連については、「大規模な社会福祉法人」の方が小規模法人と比べて、実施している割合が高かった。ただし、「社会福祉法人減免」については、以下に留意する必要がある。
 - ・ 定員数が多い大規模法人の場合、対象者数も多いと予想されること。
 - ・ 定員数が少ない小規模法人であっても、対象者数の母数に対して、大規模法人以上に実施している場合もあること(例えば、定員 100 人のうち 3 人と定員 50 人のうち 3 人の場合)。
 - ・ そもそも自治体の実施していない可能性があること。
- 一方、「移送サービス(車での送迎)」、「通院の支援」、「余暇活動(レクリエーション・行事)」、「福祉・介護相談」、「相談窓口設置(情報・サービス提供)」、「福祉・介護機器の斡旋・貸出」、「宿泊施設の供与・食事の提供」、「貸付金の斡旋」については、小規模法人の方が大規模法人よりも実施割合が高くなっている。本調査では、これらのサービスを実施している母数が少ないため、この実態の詳細把握には至らなかったが、今後事例の集積が必要である。

図表 41 法人規模別 (N=1,071) 単一回答

項目	全体 (n=1,167)	1~50人 (n=79)	51~100人 (n=189)	101人以上 (n=803)
1.社会福祉法人減免	56.4% 658	30.4% 24	43.4% 82	63.1% 507
2.利用者負担の軽減	21.2% 247	10.1% 8	17.5% 33	23.2% 186
3.定期的な訪問(話し相手、安否確認)	17.0% 198	19.0% 15	18.0% 34	16.4% 132
4.家事援助サービス(1)食事の準備・調理・後始末	11.0% 128	13.9% 11	13.8% 26	9.8% 79
(2)掃除	10.7% 125	12.7% 10	9.5% 18	10.5% 84
(3)洗濯_実施している	10.4% 121	12.7% 10	9.0% 17	10.0% 80
(4)整理整頓	10.1% 118	12.7% 10	9.0% 17	10.0% 80
(5)買い物	11.4% 133	12.7% 10	12.2% 23	11.0% 88
(6)ゴミだし	9.7% 113	11.4% 9	10.6% 20	9.3% 75
5.配食サービス	13.5% 158	15.2% 12	12.7% 24	13.4% 108
6.移送サービス(車での送迎)	11.8% 138	16.5% 13	11.1% 21	10.7% 86
7.散歩・外出の付添い	9.6% 112	8.9% 7	9.0% 17	9.0% 72
8.通院の支援	13.7% 160	17.7% 14	13.8% 26	13.1% 105
9.薬の管理	12.9% 151	12.7% 10	14.3% 27	12.0% 96
10.契約・交渉等の支援	8.6% 100	11.4% 9	11.6% 22	7.5% 60
11.緊急時にかけるサービス	11.6% 135	10.1% 8	14.3% 27	11.3% 91
12.余暇活動(レクリエーション・行事)	14.5% 169	17.7% 14	15.9% 30	13.2% 106
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0% 35	1.3% 1	4.8% 9	2.6% 21
15.健康管理	13.9% 162	13.9% 11	15.9% 30	13.2% 106
16.福祉・介護相談	33.8% 394	38.0% 30	31.2% 59	34.9% 280
17.相談窓口設置(情報・サービス提供)	30.7% 358	38.0% 30	30.7% 58	30.3% 243
18.就労に必要な職業訓練	2.6% 30	0.0% 0	1.6% 3	3.2% 26
19.家計収支等の相談・助言	4.8% 56	5.1% 4	4.2% 8	4.4% 35
20.子供に対する学習の援助	1.4% 16	0.0% 0	0.0% 0	1.7% 14
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5% 158	20.3% 16	12.2% 23	13.0% 104
22.日用品・被服の支給	3.4% 40	2.5% 2	2.1% 4	3.9% 31
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6% 54	8.9% 7	5.3% 10	4.1% 33
24.貸付金の斡旋	2.7% 31	12.7% 10	3.7% 7	1.1% 9
25.その他	0.9% 10	0.0% 0	0.0% 0	1.1% 9

<法人設立年別>

- 法人の設立年と生活支援サービスの実施状況の関連については、ほぼすべての生活支援サービスについて、「介護保険施行前(2000年以前)に設立された社会福祉法人」の方が、施行後(2001年以降)に設立された法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。
- 介護保険制度の導入を境に、法人の設立年によってサービス提供の実施状況に差が生じたことは、慈善・博愛と捉えていた福祉事業に対し、「措置から契約へ」と経営が質的に変化したことによって、社会福祉事業者のあり方が変容しているのではないか。設立年をはじめ、介護保険制度創設の影響による社会福祉法人の質の変化も勘案した議論が必要ではないか。
- 2001年以降に設立された介護事業を行う法人は、介護事業以外の地域の福祉ニーズにも目を向け、生活支援サービスの提供によって地域福祉に寄与する社会福祉法人としての使命を果たすことが求められる。
- 社会福祉法人ごとに歴史と理念が異なる中で、改めて社会貢献・地域支援事業に積極的に取り組む姿勢を育むことが重要である。

図表 42 法人設立年別 (N=1,143) 単一回答

項目	全体 (n=1,167)	2000年以前 (n=962)	2001年以降 (n=181)
1.社会福祉法人減免	56.4% 658	76.1% 570	45.3% 82
2.利用者負担の軽減	21.2% 247	28.0% 210	18.8% 34
3.定期的な訪問(話し相手、安否確認)	17.0% 198	23.1% 173	12.7% 23
4.家事援助サービス(1)食事の準備・調理・後始末	11.0% 128	15.0% 112	7.7% 14
(2)掃除	10.7% 125	14.7% 110	7.2% 13
(3)洗濯_実施している	10.4% 121	14.2% 106	7.2% 13
(4)整理整頓	10.1% 118	13.9% 104	6.6% 12
(5)買い物	11.4% 133	15.6% 117	7.7% 14
(6)ゴミだし	9.7% 113	13.2% 99	6.6% 12
5.配食サービス	13.5% 158	18.8% 141	8.8% 16
6.移送サービス(車での送迎)	11.8% 138	14.4% 108	13.8% 25
7.散歩・外出の付添い	9.6% 112	12.6% 94	7.7% 14
8.通院の支援	13.7% 160	18.0% 135	11.6% 21
9.家の管理	12.9% 151	17.0% 127	11.6% 21
10.契約・交渉等の支援	8.6% 100	11.6% 87	6.1% 11
11.緊急時にかけるサービス	11.6% 135	15.9% 119	7.7% 14
12.余暇活動(レクリエーション・行事)	14.5% 169	19.0% 142	12.7% 23
13.訪問理・美容	8.5% 99	11.1% 83	7.7% 14
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0% 35	3.7% 28	3.9% 7
15.健康管理	13.9% 162	18.2% 136	13.3% 24
16.福祉・介護相談	33.8% 394	44.9% 336	29.3% 53
17.相談窓口設置(情報・サービス提供)	30.7% 358	39.8% 298	30.9% 56
18.就労に必要な職業訓練	2.6% 30	3.3% 25	2.8% 5
19.家計収支等の相談・助言	4.8% 56	6.7% 50	2.8% 5
20.子供に対する学習の援助	1.4% 16	2.1% 16	0.0% 0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5% 158	18.6% 139	9.9% 18
22.日用品・被服の支給	3.4% 40	5.1% 38	0.6% 1
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6% 54	6.0% 45	3.3% 6
24.貸付金の斡旋	2.7% 31	2.9% 22	4.4% 8
25.その他	0.9% 10	1.3% 10	0.0% 0

<単独施設(特養・養護・軽費)と複数事業所の有無別>

- 特養のみ・養護のみ・軽費のみを運営する社会福祉法人と、複数業種を運営する社会福祉法人によって、生活支援サービスの実施状況に差異があるかを分析した。なお、「三つのうちどれかは持っている」は、例えば、「特養+通所介護」のように、特養・養護・軽費のうちひとつと何らかの事業所を有している場合を指す。また、養護のみ・軽費のみについては、母数が少ないためあくまで参考値としてご参照いただきたい。
- 「三つのうちどれかは持っている社会福祉法人」の方が、おおむね単独施設よりは実績が高くなっていることから、複数施設・事業所を有する方が生活支援サービスの展開にも重要な要素となるものと思われる。
- 一方で、例えば「養護のみ」における「日用品・被服の支給」、「宿泊施設の供与・食事の提供」については、「特養のみ」におけるそれより構成比としては高い。このことから施設類型によって、それぞれの生活支援サービスに対して有するノウハウが異なる可能性が示唆される。
- 今後、各施設として生活支援を行ううえでのノウハウの集約を行い、社会福祉法人として施設・事業所横断的にそのノウハウを共有し、生活支援サービスの展開を図っていく必要がある。

図表 44 単独施設と複数事業所の有無別 (N=1,110) 単一回答

項目	全体 (n=1,167)		軽費のみ (n=13)		特養のみ (n=96)		養護のみ (n=45)		三つのうちどれかは持っている (n=804)		いずれも持っていない (n=152)	
	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	0.0%	0	53.1%	51	6.7%	3	65.8%	529	35.5%	54
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	7.7%	1	29.2%	28	8.9%	4	23.5%	189	11.2%	17
3.定期的な訪問(話し相手、安否確認)	17.0%	198	15.4%	2	11.5%	11	11.1%	5	17.2%	138	23.0%	35
4.家事援助サービス(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	15.4%	2	8.3%	8	11.1%	5	10.3%	83	16.4%	25
(2)掃除	10.7%	125	15.4%	2	9.4%	9	8.9%	4	10.9%	88	11.2%	17
(3)洗濯・実施している	10.4%	121	7.7%	1	9.4%	9	8.9%	4	10.3%	83	11.8%	18
(4)整理整頓	10.1%	118	15.4%	2	8.3%	8	6.7%	3	10.3%	83	11.2%	17
(5)買い物	11.4%	133	15.4%	2	8.3%	8	8.9%	4	11.4%	92	14.5%	22
(6)ゴミだし	9.7%	113	7.7%	1	7.3%	7	8.9%	4	9.7%	78	11.2%	17
5.配食サービス	13.5%	158	7.7%	1	9.4%	9	8.9%	4	13.9%	112	14.5%	22
6.移送サービス(車での送迎)	11.8%	138	15.4%	2	9.4%	9	8.9%	4	11.3%	91	15.1%	23
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	7.7%	1	13.5%	13	8.9%	4	9.2%	74	8.6%	13
8.通院の支援	13.7%	160	23.1%	3	14.6%	14	13.3%	6	13.4%	108	15.1%	23
9.薬の管理	12.9%	151	23.1%	3	11.5%	11	11.1%	5	12.6%	101	15.8%	24
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	7.7%	1	8.3%	8	11.1%	5	8.0%	64	11.2%	17
11.緊急時につけけるサービス	11.6%	135	15.4%	2	10.4%	10	11.1%	5	11.6%	93	12.5%	19
12.余暇活動(レクリエーション・行事)	14.5%	169	23.1%	3	11.5%	11	13.3%	6	13.9%	112	19.7%	30
13.訪問理・美容	8.5%	99	15.4%	2	6.3%	6	4.4%	2	8.5%	68	9.9%	15
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世帯等	3.0%	35	7.7%	1	3.1%	3	2.2%	1	2.9%	23	3.3%	5
15.健康管理	13.9%	162	23.1%	3	11.5%	11	13.3%	6	13.3%	107	19.1%	29
16.福祉・介護相談	33.8%	394	30.8%	4	29.2%	28	17.8%	8	35.4%	285	34.9%	53
17.相談窓口設置(情報・サービス提供)	30.7%	358	15.4%	2	21.9%	21	15.6%	7	31.8%	256	37.5%	57
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	0.0%	0	3.1%	3	0.0%	0	2.7%	22	2.0%	3
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	7.7%	1	3.1%	3	4.4%	2	4.7%	38	6.6%	10
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2.0%	16	0.0%	0
21.福祉・介護機器の相談・貸出	13.5%	158	15.4%	2	6.3%	6	4.4%	2	13.8%	111	21.1%	32
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	0.0%	0	2.1%	2	11.1%	5	3.6%	29	0.0%	0
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	15.4%	2	2.1%	2	13.3%	6	4.0%	32	5.3%	8
24.貸付金の相談	2.7%	31	0.0%	0	1.0%	1	2.2%	1	0.4%	3	15.1%	23
25.その他	0.9%	10	0.0%	0	0.0%	0	2.2%	1	1.0%	8	0.0%	0

<地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別>

- 地域包括支援センター及び老人介護支援センターの保有(併設)の有無と生活支援サービスの実施状況の関連については、「どれか一つは設置している社会福祉法人」の方が「全体」及び「いずれも設置していない法人」に比べて、実施している割合が高かった。
- 地域包括支援センターと老人介護支援センターは、介護保険法・老人福祉法に位置付けられた高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう機能を発揮していることが集計結果から伺える。
- 特に、老人介護支援センターは、地域包括支援センターと比較して職員配置基準が緩やかであり、より柔軟な展開が可能であることから、生活支援サービスを充実・展開するための窓口として有効であると言える。

図表 50 地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別
(N=422) 単一回答

項目	全体 (n=1,167)		どれか一つは設置している (n=422)		いずれも設置していない (n=745)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	67.8%	286	49.9%	372
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	29.9%	126	16.2%	121
3.定期的な訪問(話し相手、安否確認)	17.0%	198	28.7%	121	10.3%	77
4.家事援助サービス(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	16.4%	69	7.9%	59
(2)掃除	10.7%	125	15.6%	66	7.9%	59
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	14.5%	61	8.1%	60
(4)整理整頓	10.1%	118	14.9%	63	7.4%	55
(5)買い物	11.4%	133	16.8%	71	8.3%	62
(6)ゴミだし	9.7%	113	13.5%	57	7.5%	56
5.配食サービス	13.5%	158	18.0%	76	11.0%	82
6.移送サービス(車での送迎)	11.8%	138	16.4%	69	9.3%	69
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	11.4%	48	8.6%	64
8.通院の支援	13.7%	160	16.8%	71	11.9%	89
9.薬の管理	12.9%	151	16.1%	68	11.1%	83
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	10.7%	45	7.4%	55
11.緊急時にかいけるサービス	11.6%	135	18.2%	77	7.8%	58
12.余暇活動(レクリエーション・行事)	14.5%	169	18.0%	76	12.5%	93
13.訪問理・美容	8.5%	99	8.8%	37	8.3%	62
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.3%	14	2.8%	21
15.健康管理	13.9%	162	17.3%	73	11.9%	89
16.福祉・介護相談	33.8%	394	46.2%	195	26.7%	199
17.相談窓口設置(情報・サービス提供)	30.7%	358	41.7%	176	24.4%	182
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	3.8%	16	1.9%	14
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	6.9%	29	3.6%	27
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.7%	7	1.2%	9
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	18.2%	77	10.9%	81
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	3.8%	16	3.2%	24
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	5.0%	21	4.4%	33
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	3.1%	13	2.4%	18
25.その他	0.9%	10	1.4%	6	0.5%	4

5. 職員派遣(地域社会との連携)の実績

- 職員派遣(地域社会との連携)の実績と生活支援サービスの実施状況の関連については、「11回以上の職員派遣実績のある社会福祉法人」の方が1～10回の派遣実績の法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。地域社会との日常的な連携機会の増大を図ることが、生活支援サービスの充実・積極展開に繋がる。
- なお、「地域社会との連携」に係る項目は、地域においてフォーマル、インフォーマルなネットワークの連携を実現し、地域福祉の充実を図るためには、行政、事業者、関係団体、地域住民、自治会等の様々な力が発揮されるような体制づくり・関係づくりを行うことが重要である。
- 施設・事業所以外への職員派遣の費用試算については、仮に1回あたり4時間として最低賃金764円/時間額による人件費を所要経費とした場合、図表54のとおりとなり、例えば、「自治会・町内会」への派遣は年間約7万円となる。
- 公的制度外の項目(5～8の項目)において、実質的に下表の金額を負担していると考えれば、老人福祉施設を運営する社会福祉法人の役割は非常に大きいと言えよう。
- 図表54では最低賃金を用いて試算を行ったが、地域や社会に対する社会福祉法人の貢献度を可視化する仕組みづくりが求められる。

図表 54 施設・事業所以外への職員派遣の費用試算 (N=1,167) 複数回答

施設・事業所外への職員派遣		回数・件数 (回)	延べ人数 (人)	要する費用※ (円)
1.介護保険審査会(※行政の依頼によるもの)		12.6	12.0	36,545
2.入所判定委員会(※行政の依頼によるもの)		5.4	11.2	34,286
3.介護認定審査会(※行政の依頼によるもの)		25.7	35.9	109,609
4.地域ケア会議		9.0	18.0	54,970
5.地域社会との連携	<input type="checkbox"/> 行政機関等(1～4除く)	13.3	22.3	68,038
	<input type="checkbox"/> 医療機関	16.0	27.5	83,892
	<input type="checkbox"/> 他の社会福祉法人	7.6	16.6	50,697
	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会	8.0	22.3	68,099
	<input type="checkbox"/> 民間企業	5.2	8.9	27,087
	<input type="checkbox"/> NPO	8.3	10.3	31,459
<input type="checkbox"/> 老人クラブ、住民サークル・グループ等		15.1	47.1	144,272
6.地域の祭り・行事		2.9	23.8	72,799
7.地域清掃・その他の奉仕活動		4.7	26.4	80,621
8.講習会・講演会等への講師派遣		6.7	13.4	41,072
9.その他		5.7	19.9	60,709

※ 「要する費用」は、最低賃金764円(平成25年度地域別最低賃金改定状況の全国加重平均額、厚生労働省)×4時間×延べ人数平均(上記、「延べ人数(人)」)により算出。(小数点以下1位切り捨て)

6. 生活困窮者等への支援の事例

① 行政や地域社会との連携：社会福祉法人北海長正会（北海道）、社会福祉法人藤野園（群馬県）

ヒアリング調査

1. 社会福祉法人 北海長正会（北海道北広島市）

① 主に実施している生活支援サービス

- 1) 北広島団地地域交流ホームふれて
 - ・ 銭湯跡地を改修し活用。
 - ・ 地域住民が有志で「ふれて市民クラブの会」を立ち上げ、喫茶コーナーの収益（一杯100円）により積極的な地域交流を自発的に展開。
 - ・ モックナーを設けることにより、實況に携わる家族も参加。子育て支援センターの出張保育、大学生（ボランティア）による見守り。
 - ・ 養育介護に対する講座の開催
 - ・ 週4回、毎回8名～10名が参加するOTによる介護予防体操（一般の方も参加可能、無料）
 - ・ その他、デイサービス（定員35名）、地域包括支援センター（受付）
- 2) 北広島団地地域サポートセンターともに（新規、H26.4～）
 - ・ 平成24年3月に統合になった小学校跡地を活用。
 - ・ 地域住民が利用できる地域交流スペースを活用。
 - ・ その他、サ高住（31戸）、OH（2ユニット）、複合型サービス事業所、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所。

② 生活支援サービスを提供するまでの経緯（ニーズ把握）

- 1) 北広島団地地域交流ホームふれて
 - ・ 37%超の高齢化率（自治体によっては50%超も）
 - ・ 孤立死、養育介護の被害、虐待等の増加が顕著になってきた。
 - ・ 子育て情報が収集しにくいとの声も。
 - ・ そのような課題等を解決するためにも、設立段階からどのような空間にしたいか、住民とのプレインティングを実施。
- 2) 北広島団地地域サポートセンターともに（新規、H26.4～）
 - ・ 上記の項目に加えて）
 - ・ 地域の財産である小学校の活用（行政ニーズ）
 - ・ 第5期介護保険事業計画の整備計画
 - ・ 他事業者の事業展開への警戒

③ 生活支援サービスの特徴

- 「建築」の段階から地域住民の主体性による運営によって、地域のつながりを育む
- 既存の社会資源（遊休資産）の活用によって基礎自治体等のニーズをも満たす
- 徹底した情報開示（事業計画の進捗や資金収支計画の公開）、広報・周知



「生活支援」では、資金収支計画を公開し、地域住民に対する説明会等、その進捗等も定期的に公開している。

地域の財産である小学校跡地を活用して居宅介護支援センターを整備している。

公益社団法人 全国老人福祉施設協会

ヒアリング調査

3. 社会福祉法人 藤野園（群馬県藤岡市）

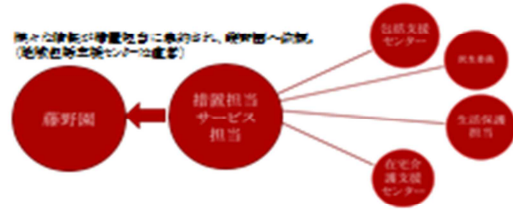
① 主に実施している生活支援サービス

- 介護保険外ショートステイ（高齢者生活支援短期入所事業等）
 - ・ 県内2市との契約によって「生活習慣の欠如による体調不良・社会適応困難な者」や、「介護者の冠婚葬祭・虐待・生活習慣の欠如している高齢者」に対して、養老老人ホームの空床を活用したショートステイ

実施主体	事業名	実施形態	対象者	要件	期間
介護保険外生活支援短期入所事業（A市）	A市	養老-短期-有料	A市に住所を有する、高齢者（75歳以上）で要介護2以上で要介護3未満の方（要介護3未満）	介護者が就労中または専業主婦とする	半年間（72泊以内）
高齢者生活支援短期入所事業（A市）	A市	同上	同上	介護者の冠婚葬祭・虐待・生活習慣の欠如している	3泊以内（必要の場合は最大3泊）
生活習慣改善短期入所事業（B市）	B市	養老-高齢者生活支援センター-短期-有料	県内以上の自治体で養老老人ホームに入居する高齢者（75歳以上）で要介護2以上で要介護3未満の方（要介護3未満）	生活習慣の欠如による体調不良・社会適応困難	原則3泊以内（中心4泊の場合は必要最小限の範囲で延長可能）
短期入所生活支援事業（C市）	C市	養老-短期-有料	C市に住所を有する、高齢者（75歳以上）で要介護2以上で要介護3未満の方（要介護3未満）	生活習慣の欠如による体調不良・社会適応困難	原則3泊以内（中心4泊の場合は必要最小限の範囲で延長可能）

② 生活支援サービスを提供するまでの経緯（ニーズ把握）

- 介護保険外ショートステイ（高齢者生活支援短期入所事業等）
 - ・ 「今、受け入れてほしい」という行政のニーズ
 - ・ 「空いているなら活用してほしい」という法人のニーズ
 - ・ 入所前の本人意思が固まっていなかった段階での「お話し」「住まい」へのニーズ



③ 生活支援サービスの特徴

- 「措置」の規制のなかでも、空床の柔軟な活用（但し、頻多く利用するわけではないので、継続には法人の体力が必要）
- 行政担当等への積極的なPRによって、情報の集積や要請までがスムーズ
- 生活に支援が必要な者への「住まい」の提供（入所に繋がるケースも（6件/11件））



県内2市と空床を共有している。

11市と空床を共有している。他事業者との連携も積極的に行っている。

事業名	市町村	利用者数	性別	利用期間	利用日数	備考
介護保険外生活支援短期入所事業	A市	a 様	男	H24.8.25	5 日	H24.8.25 介護保険外生活支援短期入所
		b 様	女	H25.2.22	7 日	
		c 様	女	H25.12.26	4 日	
		d 様	女	H25.2.4	2 日	
		e 様	女	H25.4.17	7 日	
		f 様	女	H25.12.18	3 日	
高齢者生活支援短期入所事業	A市	g 様	男	H25.1.20	12 日	H25.1.20 介護保険外生活支援短期入所
		h 様	女	H25.4.18	3 日	
生活習慣改善短期入所事業	B市	i 様	男	H24.10.16	17 日	H24.10.16 介護保険外生活支援短期入所
		j 様	男	H24.11.1	30 日	
短期入所生活支援事業	C市	k 様	女	H24.12.1	21 日	H24.12.1 介護保険外生活支援短期入所
		l 様	女	H25.4.25	2 日	

これまでに受け入れた実績

公益社団法人 全国老人福祉施設協会

〈定期的な訪問、安否確認、受け入れ〉

- ・ 定期訪問(安否確認他)・・・在宅介護支援センターの業務として実施。ケアマネジャーとの連携の必要性を感じている。
- ・ 地域包括支援センター、民生委員と連携し、相談機能の役割を担っている(高齢者、障害者、生活困窮者等)。安否確認電話も行っている。
- ・ 台風、地震等の災害時、援助を必要とする高齢者及び障害者を含む高齢者世帯の見守り、安否確認を行っている。その際、緊急避難が必要な場合は、避難先として宿泊受け入れにも対応して対応している。
- ・ 行政と連携(福祉事務所長に身元保証人になってもらう等)して積極的な受け入れを行っている。
- ・ ケアハウスでも生活保護受給者の方々を積極的に受け入れるように努めている。
- ・ 高齢者虐待の緊急一時宿泊事業を行っていて、365 日受け入れ体制を整えている。

〈相談/相談窓口〉

- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援センターからの情報を得て、福祉、介護の相談を行っている。今後も生活困窮者の支援を積極的に行なっていきたいと考えている。
- ・ フリーダイヤル設置による介護・福祉の 24 時間無料相談を実施している。
- ・ 法人の全事業所に「福祉無料相談」の看板を掲げて、種別に関わらない相談を受け付けている。また、法人ホームページにメール相談用の窓口を設定している。これは電話相談とともに法人本部が受け付け、一定の聞き取りの上、支援が可能な事業所へつなぐようにしている。法人全体では多様な種別の事業を営んでおり、また常に事業所間で人事異動を行うことから、事業所窓口の対応に幅ができると考えている。ただし、最も利用されている方法は、ホームページからのメール相談で、次は電話相談であるが、件数としては年間に 10 件程度である。
- ・ 地域包括支援センターを併設している事業所として、地域からの相談窓口における機能強化に重点をおいている。また、介護サービス(通所介護、訪問介護等)利用についてもプラン作成を行う居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所における生活困窮者事例を積極的に受託している。
- ・ 市内の交通の便がよいところ、人通りが良いところの建物物件を賃貸し、経験豊富なケアマネジャーを 1 名常時配備することで、一般の方々の福祉及び介護保険に関する疑問・相談事を解決していただくお手伝いをしている。
- ・ 地域社会との連携による情報の収集や福祉・介護相談を実施する中で、権利擁護、虐待、低所得及び介護等について、関係機関や施設・事業所と連携しながら利用者に必要な助言やサービスにつなげている。


〈余暇活動〉

- ・ 余暇に関しては、大小問わず、数多く実施しています。特別養護老人ホームに入居されている高齢者はほぼ全員と言っていいほど、生活に支援を要する方々である。施設法人の考え方として、余暇活動、楽しみ、生きがいも当然生活の一部と考えて常に行動している。現在においては特に音楽に力を入れている。又、外部へのアピールとしてフェイスブックも活用している。
- ・ 地域への施設設備の開放、地域高齢者のグラウンドゴルフ大会開催、施設主催の夏祭り開催、地域行事の手伝い(準備)。
- ・ 運営上の事業とは別に、社会福祉法人の社会的使命として、震災で被災し近隣の仮設住宅に入居されている方々を対象に交流事業(夏祭りの開催、芋煮会、茶話会等)を積極的に実施している。

② 配食サービス:社会福祉法人志摩会(福岡県)

ヒアリング調査

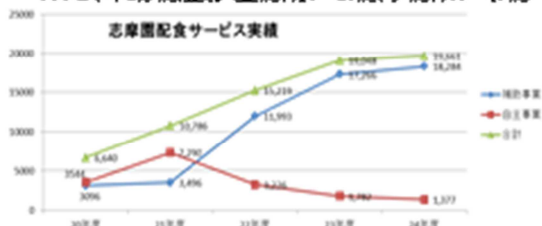
2. 社会福祉法人 志摩会 (福岡県糸島市)



① 主に実施している生活支援サービス

○ 配食サービス (H18.4～、自主事業と委託事業)

- 地域で生活する高齢者の栄養状態の改善により病気の予防、体力の向上を通じた日常生活自立度を向上
- 365日、年2万食程度。【昼食約15～20食、夕食約30～40食】



注:平成22年1月に新たに糸島市となったことで配食サービス対象会が変更になり、22年度以降委託事業が増え、自主事業対象会への割合は7%前後と減っている。

② 生活支援サービスを提供するまでの経緯(ケース把握)

○ 配食サービス

- 高齢化率23.4% (H25.4.1、糸島市)
- H17当時のケアマネが独居世帯への訪問において、食生活の不足の報告
- 志摩町においても「食の自立」における取組みがなされており、後人としても社会貢献のあり方についても議論をしていた
- 社協には高齢者が食べやすい食事や減塩食等のニーズに応じた配食サービスがなかった
- 行政としても、高齢者向けの配食サービスのニーズを感じていたが、そのノウハウや担い手がいなかったために実施できていなかった





法人自主事業の配食サービスの利用条件

【利用対象者】 高齢者の食生活の支援が困難、実費の額が大きい、食料の確保が困難な方

【利用者負担金】 300円/1食 【配食可能日】 昼・夕食・・・365日配食実施

③ 生活支援サービスの特徴

- ハード(調理室等設備)、ソフト(マンパワー・ソーシャルワーク)を活かした自治体事業との連携
- 減塩食等、本人にあった食事のみならず、より本格的な「お膳」へのこだわり
- サービスそのものへの利用者のアンケートを実施。「おしゃべり」したいニーズへの対応
- 配食サービスによって、緊急対応(早期発見)にも効果
- 訪問によって職員にも自信が湧き、人材育成にも資する

1. 調理室(調理室)の設備
 2. マンパワー・ソーシャルワーク
 3. 減塩食等、本人にあった食事のみならず、より本格的な「お膳」へのこだわり
 4. サービスそのものへの利用者のアンケートを実施。「おしゃべり」したいニーズへの対応
 5. 配食サービスによって、緊急対応(早期発見)にも効果
 6. 訪問によって職員にも自信が湧き、人材育成にも資する

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

- ・ 配食サービス事業においては、65 歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、老衰、障害、傷病等の理由で、自分で食材の調達や調理をすることが困難な高齢者等の在宅生活を支援するため毎週火、金曜日の週 2 回夕食の提供を行っている。高齢者が安心して自分らしく自宅で在宅生活を行えるようサービスにつなげつつ、身近な地域住民からの見守り、支え合いの活動も取り入れていきたい。
- ・ 法人の自主事業として、高齢者向けの食事宅配サービスを実施している。(自主財源)
- ・ 配食サービス 1 年間 19,661 食(24 年度実績)。孤立死等の防止のため、安否確認の徹底から緊急時の連絡体制を整備して取り組んでおり、この 2～3 年間で数名の方の異変に気づき、病院搬送や家族への連絡、また支援センターとの連携から継続的な見守り活動へとつなげている。また、年 1 回の栄養士等による自宅訪問も実施し、食への自立及び在宅生活継続の支援に取り組んでいる。
- ・ 配食サービス(年間 4,108 食提供)。在宅の高齢者の方等が健康で自立した生活を送ることができるよう、栄養バランスのとれた食事を提供している。お弁当の配達には、ボランティアの協力を得ている。
- ・ 高齢者配食サービス事業については、高齢者の食の確保はもちろんのこと、安否確認を重要視している。配食サービス事業において、在宅での死亡が 3 例確認されているが、24 時間以内での死亡確認がされ、家族、警察、消防との連携体制が構築され、孤独死を長期間にわたり、放置

する事がないことが挙げられる。

- ・ 独居老人に見守りを兼ねて昼食弁当を配達している。自営給食施設の為、常に温かい食事を提供しており地域住民に喜ばれている。

③介護保険に縛られない法人独自の取り組み: 社会福祉法人東蒲原福祉会(新潟県)

ヒアリング調査 4. 社会福祉法人 東蒲原福祉会(新潟県東蒲原郡阿賀町)

① 主に実施している生活支援サービス

○ まごの手サービス

- ・ 介護保険で行える生活援助以外の「除草」「雑草の排除」「行事食作り」「庭の手入れ」などを実施
- ・ 対象者は「阿賀町在住の要支援・要介護認定を受けた方」「障害者自立支援法に定める居宅介護及び重度訪問介護の利用者」「軽度自立支援の利用者」

平成24年度サービス内容の内訳

年度	新規入会	継続利用	退会	利用頻度
平成22年度	16	47	22	2.2
平成23年度	34	41	18	1.8
平成24年度	88	179	7	2.0
平成25年度	88	208	24	2.8
平成26年度	92	307	33	3.3

② 生活支援サービスを提供するまでの経緯(ニーズ把握)

○ まごの手サービス

- ・ 利用者の生活機能は低下し、できなくなることが多くなってきているにも関わらず、介護保険で利用できるサービスには限りがあり、多様なニーズに応えられないという実情に向け委員会を立ち上げ、時間の範囲や料金設定、重要事項等について協議
- ・ 行事食の作りか、除草の方針等について、職員にも協議

③ 生活支援サービスの特徴

- 制度の隙間を埋めるサービスの展開
- 訪問による緊急対応も(平成25年度は15件)
- 職員の専門性の向上にも資する
- 利用者との信頼の醸成により新たなサービス利用にも繋がる

社会福祉法人 全国老人福祉施設協会

- ・ 社会福祉法人として地域のセーフティネットの役割を果たすべく、法人後見事業を自主事業として実施している。(自主財源)
- ・ 在宅支援として、介護保険対象ではない方に積極的に訪問、支援を行っている。
- ・ 介護保険サービスの訪問介護サービスについては、制度による制限があるため、独自事業として制度対象外の方にサービス提供を行っている。事業内容は保険制度とほぼ同内容ながら、料金は利用者負担のみとなるため、高額にすることはできず、法人の持ち出しで行っている。当該事業に関する会計を区分経理していないため、すぐには支出額を計算できない。
- ・ 生活困窮者等を明確な対象とした事業は実施していないが、フォーマルサービス(介護保険事業、障害者自立支援事業、資金貸付事業等)及びインフォーマルサービス(会食会、配食サービス、一般相談事業等)の利用者の中には、結果的に生活保護世帯又はそれに準ずる世帯の方も含まれている。
- ・ 行政機関及び地域包括支援センターの要請を受け、生活困窮者等への支援を実施しているが、社会福祉法人として独自に実施することで、機関との連携の流れを変えてしまうことになるので、現状のままで支援を行っている。

＝まとめ＝

【生活困窮と社会福祉】

生活困窮者の存在や生活困窮という問題は、わが国がいかに発展を遂げようと根絶することはできない(相対的貧困の存在)。しかしながら、社会保障制度の充実や地域社会の再構築・活性化など、公私を問わない取り組みと相互連携を進めることで、生活困窮を可能な限り縮小していくことは可能である。さらに言えば、貧困等の課題で最も憂慮すべきものの一つである“貧困の固定化”“貧困の連鎖”を回避し、何らかの要因(疾病・障害・失業等)で“一時的な”生活困窮に陥った者が、自らに合った生活支援を受けることで再浮上していくという“階層間の流動化”を目指すことが最も重要である。

狭義の所得再分配ではなく、人的資源や精神的な支援を含めた多様な資源の再分配による生活困窮問題の縮小の取り組みは、現に生活課題を抱えている者のみならず、全ての者が安心できる社会、諦念に沈むことなく明日への希望を抱くことができる活気ある社会の実現に大きく貢献することとなる。

ところで、生活困窮の態様は極めて多様であり、生活困窮者自立支援法に規定される経済的困窮のみを指すものではない。さらには、全世代や地域等を問わない共通・普遍的な問題(これらは制度的アプローチが必要)があると同時に、年齢や心身状況といった個人の属性で異なるものや、地域や周辺環境にも左右されるものも併存している。公私を問わず、また分野横断的な取り組みが必要とされる所以がこの共通性・普遍性と多様性・個別性の併存状態にあると考えて良い。

上記の併存状態に対する支援体制をいかに構築していくかは、まさに地域がその特性をふまえてつつ自ら思索すべきものである。また、実際の生活困窮者のニーズや生活困窮の態様が包括的かつ複合的なものである以上、これを細分化し、個別に専門的な支援を展開していくという手法ではなく、制度的には分断状態にある個々の資源を調整し、地域の資源も合わせた支援の連続領域と持続性を確保していくことが求められている。

【社会福祉法人の直面する課題】

このような社会の要請に対し、いかなる資源を持って対応していくかであるが、社会福祉法人はまさに今日的な課題に直面していると同時に、これからの社会における新たな役割という点で大きな可能性を展望できる状況にあると言える。

社会福祉協議会や共同募金会以外の社会福祉法人は、いわゆる社会福祉事業を行うことを目的として設立され今日に至っている。ところで、これらの社会福祉事業のほとんどは対象者等を限定しつつ細かく設定されているため、特に小規模であるほど“法人としての活動が事業の制約を受ける”という構造に陥りやすい。社会福祉法人の抱える課題の一つがまさにここにあると言えるが、つまるところそれは従来の細分化された事業主体の意思や行動が法人全体の意思や行動を拘束するという、いわゆる下位構造が上位構造を決定する図式に起因する課題である。

この図式を大きく転換すること、つまり従来の細分化した事業からの発想ではなく、“上位構造である社会福祉法人の使命”を出発点とする発想への転換をそれぞれの法人がなすのが重要な鍵を握ることとなる。本章ではことさらに「老人福祉施設」という言葉を避け、「社会福祉法人」を用いているのはこのような意図に基づくものである。法人の理事会が十分に機能し、地域に目を向けて何を

なしうるかという可能性に目を向けて議論が行われるならば、法人の規模を問わず、また、従来の事業の制約からも解放された柔軟な発想と行動が可能となる。

昨今では、法人の大規模化・多機能化の効能が主張されている。財政面での体力や新規事業等への投資にかかる余力という点でもスケールメリットがあることは事実である。しかしながら、今回の調査では利用者負担の減額等の一部の項目を除き、法人の規模と地域での生活支援機能の展開状況には相関が認められていない。

この結果の意味するところは重要である。つまりは小規模法人が合併等により大規模化することは、法人経営の体質強化には資するものの、本来の目的であるところの「地域展開・社会貢献の活性化」は、大規模化によって自然に実現していくわけではないことを意味している。そればかりか、大規模化により経営体質が強化されたという側面のみが強調されることで、社会福祉法人以外の分野からの指摘がより大きくなるという危険性すらはらんでいるとも言える。社会福祉法人の地域展開・社会貢献が不十分との指摘に対し、その要因の所在を考えるならば、従来想定されてきた法人の規模ではなく(経済的な側面でなく)、前述の意思決定の構造(下位構造が影響する構造)にその大きな要因を推定することが妥当であると考えられるものである。

従って、今後の社会福祉法人のあり方を法人自らが検討する場合には、理事会の本来機能の回復と、理事者のより多様な視点・思考の醸成が不可欠であり、経営体質の強化にかかる従来からの研修と並んで、これら理事者のステップアップのための研修の充実が必要となる。

【本調査の示唆するもの】

次に、本調査から生活支援の実施状況(利用者負担減免などを除く。)を総括すると、「法人設立年」「地域包括支援センター・老人介護支援センターの有無」等の項目が、生活支援の実施状況と有意な関係にあるという結果となっている。本調査では、この有意差の要因までを確定することは不可能ではあるが一定の示唆に富む結果となっている。

① 自然状態において社会福祉法人が地域で認知されていくためには一定の年数経過が必要である。しかしながら、法人側の積極的な地域展開の姿勢如何で地域の理解は大きく変わるものであるため、法人設立年が生活支援の実施状況と有意な差があるという結果は、“多くの社会福祉法人が地域展開を意識していない”ことで、自然放置状態での法則が支配的となり、法人設立年との有意差として現れたものであると捉える事ができる。

② 地域展開なり生活支援の実施に際しては、その“必要性”を認識する、つまり法人周辺の地域住民の生活実態や課題を認識することが不可欠であるが、その情報源としては施設サービス以外の事業展開が重要な鍵を握ること。

このうち、後段の施設サービス以外の事業展開は今後の社会福祉法人のあり方を考える時に重要なものとなる。言うまでもなく施設サービスは、その専門性・集中度・連続性等の点においては究極の形態である。一方で、地域で生活していた時に多方面で抱えていたニーズが全て集約してしまうため、施設サービスから逆算して周辺の地域のニーズを認識することは困難となる。調査分析と並行実施した積極的な法人のヒアリングでも「在宅サービスを実施して、はじめて地域住民が抱えるニーズが多様かつ深刻であることがわかり、法人として検討をはじめるときかけとなった」というコメントを得ている。

本調査及びヒアリング等を含め、今後の社会福祉法人の生活支援のあり方を展望するならば、先に述べた法人としての意思決定構造の変革とともに、地域の情報収集のための事業展開が検討さ

れることが適切であると考えられる。情報は、法人・施設がそこに存在するだけでは得られるものではない。また、幅広く情報を入手しようとするならば、従来の事業の枠組みからも解放された柔軟な発想で地域に向いていく必要がある。少なからずの法人では、施設サービス以外の居宅サービス（通所介護・短期入所・訪問介護）や居宅介護支援を展開している。また、調査結果からも地域包括支援センターや在宅介護支援センターの受託が生活支援事業の実施と有意な関係にあることとなっている。

あえて厳しい意見を述べるならば、上記のうち介護保険に規定する居宅サービス・居宅介護支援は、地域ニーズの“一端”を知りえるに過ぎない不十分なものであり、法人の理念の終着点とするにはあまりに部分的なものであるという認識に立つべきではないだろうか。もとよりこれは従来から積極的にこれらのサービスを展開している熱心な社会福祉法人を否定するものではなく、またこの事業展開で地域の要介護者・要支援者やその家族の生活の質の向上に寄与しているという現実を否定するものではない。それでもなお、これらのサービスはあくまでも“介護ニーズ”という、①地域住民の抱える生活課題の一部であること、②介護保険の対象者のみのニーズであること、等の限界がある。従って、この領域に留まる限りは、社会福祉法人がその持てるポテンシャルのごく一部のみが限られた対象者のみに還元されるという図式を大きく超えていくことは困難と言わざるを得ない。

しかしながら、どのようにこの壁を乗り越えていくかについては、最適の指針なり具体的な方法論が提示されているわけでもない。少なからずの社会福祉法人がこの具体的な方法論を前にして躊躇したり思考停止状態に陥ったりしていることも推測されるものであり、先進的な社会福祉法人の取り組み事例を集約・検証した地域展開のための参考書なりマニュアル等が必要となってくる。

（関西福祉大学 社会福祉学部准教授 谷口 泰司）

社会福祉法人が果たすべき生活困窮者等への支援については、本調査研究事業の場合、生活困窮者等を生活困窮者自立支援法に規定する経済的困窮者にのみ限定するものではなく、各法制度の谷間にある人を対象としたことから、社会福祉法人がそういった対象者をどう支援し、また支援するための取り組みを仕組みとして持ち、ニーズ発掘のために如何なる方策をとってきたのかを明らかにするものであった。そして、地域との連携を踏まえ、生活困窮者等への支援について積極的な支援を果たしている法人にも聞き取りを行い、先駆的な取り組みとして紹介した。

本調査研究事業の報告書を締めくくるにあたって、結論的には「社会福祉法人としての挑戦」が必要であるとの一言に尽きる。「社会福祉法人としての挑戦」といった場合、何に向けた挑戦なのか、また挑戦の狙いや目的が必要である。

ひとつは、全国の特別養護老人ホームの定員が約 52 万人のところ、現在の待機者が約同数の 52 万人、10 年ほど前には待機者が約 42 万人。この 10 年間に約 10 万人が特別養護老人ホームへの入所を必要とする高齢者が増加したことがうかがえる。このような背景を考えると、人材難に喘ぐ高齢者施設にとっては、一筋縄ではいかない実情であることも理解しているつもりだが、現在入所しておられる高齢者、そして今後入所するであろう高齢者の生活支援を中心に業務を組み立てていけば、経営的にも何ら支障はないはずである。

さらに、政府が打ち出している地域包括ケアシステムにおいて、地域貢献を使命とする社会福祉法人が、生活困窮者に向けた支援を「新たな挑戦」として取り組む必要があることも事実である。

今回、調査にご協力頂いた北海道の社会福祉法人北海長正会では、地域住民との密な話し合

いを経て小学校の跡地を利用した生活支援事業を展開し、また福岡県の社会福祉法人志摩会では、生活支援の一環で配食サービスを軌道にのせている。そして群馬県の社会福祉法人藤野園では、介護保険外での短期入所を生活支援の一環で実施し、同じように新潟県の社会福祉法人東蒲原福祉会でも、介護保険外での訪問介護「まごの手サービス」を展開し、成功を収めている。

これら、生活困窮者等に向けた生活支援を積極的に展開している社会福祉法人に共通する点は、いずれも地域に対するトップの熱い思いと、それにも増して、職員への丁寧な説明があったことである。逆にいえば、トップが地域に対して情熱をもった取り組みは、多くの施設でみられるが、企画を成功にまで導くには、職員への十分な語りかけが不可欠ともいえる。

職員は、「どうして、介護保険外の仕事まで、仕事としてやるのか」という疑問や、業務量が増えることへの心配が頭をよぎる。それをチャンスととらえ、地域のなかでの社会福祉法人の役割や、施設の機能を十分に、そして丁寧に説明し、またその結果、職員にどのような還元ややりがいがあるのかを解いて納得させ、職員と地域住民が自らの手で作り上げたという実感が持てたところのみが、事業を成功に導けた。それが、上述した社会福祉法人であった。

また、それにつけ加えるなら、生活困窮者等だけではなく、地域のニーズを知る仕掛けづくりに長けていたという点も挙げられる。さきの新潟県にある社会福祉法人東蒲原福祉会では、訪問介護も事業として有し、訪問の在宅系事業も展開してきたからこそ、施設に入る前の段階から、地域の介護のニーズを情報として整理できていた。

そして、このような生活困窮者等と今後近い将来、それも高い確率で起こるといわれている大規模災害を想定した際にどのように対応するか。特別養護老人ホームを有する社会福祉法人が、地域にどう貢献し、施設としての機能を活用するのか。ほとんどの特別養護老人ホームが、福祉避難所として指定を受けていることを考え合わせると、地域のニーズや地域内で埋没しがちな生活困窮者等に対する様々な生活支援のニーズを正確に把握してこそ、次なる大災害にも備えられる。地域における様々なニーズの正確な把握をするための仕組みづくりやそのための仕掛けを、地域の当事者と職員とで作り上げてこそ、なし得るものであることを最後につけ加えておきたい。

(びわこ学院大学教授 烏野 猛)


○全国老施協・全国研究会議、全国老人福祉施設大会より

<事例1>

**平成25年度全国老人福祉施設研究会議
(沖縄会議)**

世代・施設・地域間の 連携による社会貢献

～芳香会つながりふくしま協カプロジェクト2013～



茨城県 社会福祉法人 芳香会 青嵐荘養護老人ホーム
生活相談員 坂本 健太郎
生活相談員 古澤 聡

【概要】
 社会福祉法人 芳香会 青嵐荘養護老人ホーム
 ■創立：昭和46年4月 ■外部サービス利用型特定施設指定：平成18年10月
 ■定員：50名（要介護者等20名、障害者等加算対象者25名）

活動を通しての“つながり”①
 茨城県の養護老人ホームとのコラボ（活動人数）



大子町：家荘 11名	日立市：かねはた老人ホーム 21名
常陸大宮市：スプレールみのり 9名	那珂市：ナゲシ園 19名
水戸市：愛友園 21名 関江老人ホーム 6名	ひたちなか市：北郷園みなと館 16名
潮来市：鹿行 潮来荘 11名	

**8施設
114名の参加!**
※活動人数

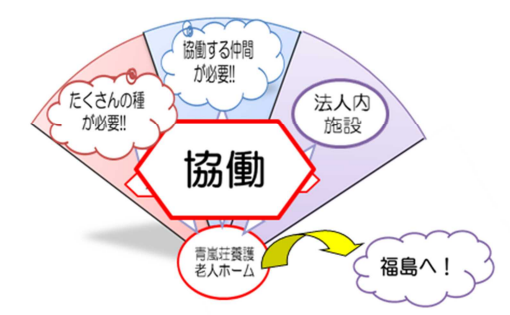
H24年度活動の状況

～つながりふくしま協カプロジェクトの流れ～

福島で作業所で缶バッジを作成	法人内で養護を中心にチーム編成
缶バッジを購入	計840個購入(缶バッジ&種)
ひまわりを育成	計1680粒の種を栽培
ひまわりの種を収穫	約36万5000個の種を収穫
福島に種を送る	約18kgの種と想いをふくしまへ
作業所の仕事おこしにつながる	間接的被災地支援

たくさんの種が必要!! 協働する仲間が必要!!

H25年度活動の取り組み課題



協働

たくさん種が必要!! 協働する仲間が必要!! 法人内施設 青嵐荘養護老人ホーム 福島へ!

活動を通しての“つながり”②
 近隣の学校とのコラボ（活動人数）



○古河地区の学校 (6校: 356名)	小塚小学校 25名
	上大野小学校 124名
	総和北中学校 37名
	総和中学校 100名
	三和北中学校 50名
	三和東中学校 20名

○結城八千代地区の学校 (4校: 117名)	江川北小学校 7名
	江川南小学校 17名
	結城南中学校 40名
	八千代高校 53名

**10校
473名の参加!!**
※活動人数

種の準備&苗づくり



種を入れる袋を制作中!



紙すき活動で制作した封筒



育てた苗は約2,000株!



水まきなどは日課になりました。

5月 苗のお届け



協力校へ苗をお届けしました



学校ごとに活動主体を検討



小学4年生が進行しての贈呈式!



活動意欲が高まりました。

6~8月 ひまわり成長の様子



当施設での栽培の様子



条件により成長が変化するため工夫が必要だったそうです。



2mを超えて大きく成長!
5,000個以上の花が集まる。

9月・10月 学校での収穫&受け取り



花の枯れ具合をみて
収穫時期を調整



収穫時の関わり方は学校との相談により調整



「種取りもやってみたい」との声
に内容を急遽変更



県内養護老人ホームへの配送



花の配送準備中!



作業マニュアルとDVD



県内養護に伺い作業説明



動画での作業内容説明

○1施設あたり、約300個から500個の花を依頼

種取り&選別作業



種を取り外す作業です。



外した種を乾燥させます。



「1日1時間、1カゴ分」と
自分たちで目標を決め活動。



“良い種を届けよう”と手
作業で行いました。

種の取りまとめ&配送



協力施設から種が届きました。
※1施設 約20kg～30kg



楽しみながら意欲的に
取り組まれたそうです。



手作りタグをつけました。
※紙すき活動で制作



1ネット2.5kg（約5万粒）の種

そして種をとどけに・・・

○種を届けに福島県郡山市の作業所（にんじん舎）を訪問。



種の量は196.9kg（約393万7千個）



搾油（油をしぼる）作業の様子



1kgの種からできる油は100
c.c.ほど

H25年度活動の成果②



～社会参加の機会、社会貢献意識の向上、
参加者の力を引き出し高めることにつながる～

H25年度活動の反省と課題（活動継続に向けて）

課題1 参加者の意欲を高める

- ・作業所での活動内容や現状を参加者同士で共有しモチベーションを高める。

課題2 活動の展望

- ・つながりをもった仲間同士の交流へとつなげ、さらなる活動に発展

課題3 コーディネート機能を強化

- ・協力施設や学校がより自立的に活動できるように事前準備や後方支援を工夫する。

<事例2>

「デイサービスにおける 地域での役割について」

～地域に求められるデイサービスの役割～

開所：平成8年3月
住所：仙台市青葉区双葉ヶ丘2-9-2
利用定員：30名

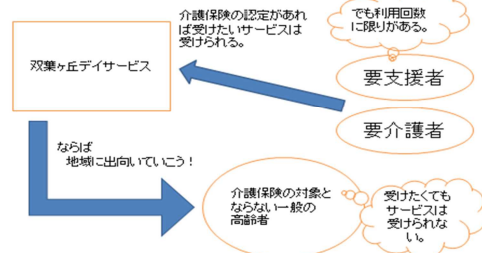
地域の現状：

- ①地域の高齢化 ※高齢率28.2%
- ②独居や高齢世帯の増加
- ③希薄になりつつある町内の関係性

これまでお世話になってきた地域の方々に
デイサービスセンターとして還元できることは？



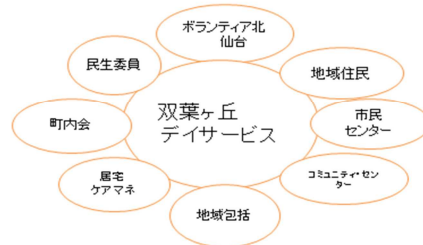
まずは...
「地域とのつながりを改めて見つめ直し
今私たちが出来る事は何か？」



「周りに無い...ならば作ってしまおう！！」
と言うことで、

北仙台いきいきクラブ

- コンセプト:「楽しみながら行う介護予防」
- 提供時間 : 10:00~13:00
- 参加定員 : 15名程度
- 活動内容 : 運動、レクリエーション、昼食の提供
- 特徴 : 介護保険認定を受けていない方も参加可能



今までの活動を振り返って・・・

- 職員のふとした思いがきっかけとなり地域の方や関係機関を巻き込んで活動を行えるようになった。
- 長い時間の経過の中で「地域の中にあるデイサービス」として地域に認識されるまでになった。

今後、双葉ヶ丘デイサービスセンター
として何が出来るか...？

- * 事業所のご利用者だけでなく、その方の向こう三軒両隣にも認知される事業所職員になる。
- * 職員も地域の一員と考える。「自分が住んでいたら違和感を抱くような事は無いか」を感じ取れる敏感さを失わない。

<事例3>

安心できる町づくりへの取り組み ～地域の高齢者ニーズ調査より～

社会福祉法人香東園
岡本荘老人介護支援センター

岡本荘のある川岡地区は、高松市のほぼ中央に位置する小さな農村地帯。…人口は高松市42万人の1%程度の約4500人
高齢化率は毎年上がっており、市内平均より高く27%。独居は92人

地域に向けての活動

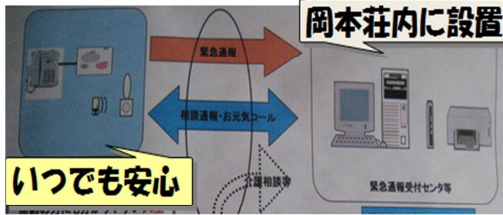
- ・和みの会
～認知症になっても安心できる町づくり～
- ・地域交流：つばきの会
- ・緊急通報装置
- ・フィットネス (TSUBAKI・お遍路)
- ・巡回バス 買い物バス
- ・しあわせ弁当

地域活動の中で、モットーとしていること

- ★顔のみえる関係づくり
- ★元気な頃からのつながりをつくる
(馴染みの関係づくり)



川岡地区緊急通報装置



- 地区社協管理、コールセンター⇒岡本荘
- お元気コール(希望者)、確認訪問(年1回)
- 民生委員との情報交換

しあわせ弁当



必ず手渡し

お変わりありませんか？



結果

- 独居高齢者の急増加
- 主観的健康感が低い人が30%
- 移動手段が自分で車を運転している人が30%以上
- 友人・近所の人との交流頻度が週1回未満の人25%
- 独居者の祭り・行事の参加が少ない
- 生活上の不安では、健康への不安が高い
- 将来受けたい支援は、医療機関との連携が多い
- 最期を自宅で迎えたい人が半数以上
- 在宅で生活を続けるために、社会交流と健康管理が重要

課題

- ① 最期の場所を自宅と希望する人が多い
- ② 高齢者の生活として、外に出てこない人がいる
- ③ 他者との交流を持っていない人がいる
- ④ 医療、福祉のサービスを充実させてほしい
- ⑤ 自治会活動の参加は多いが、祭り等の地域行事の参加が少ない
- ⑥ 交通手段として、自家用車、自転車を活用している人が多い
- ⑦ 独居高齢者にとっては、緊急時の対応に不安がある
- ⑧ 非独居高齢者において家庭内孤立がみられる

川岡地区高齢者を考える会 (KKKの会)

2か月に1回開催



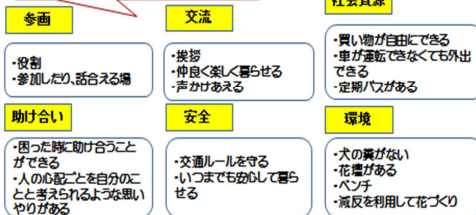
- 【主催】
民生委員児童委員協議会
【参加メンバー】
- コミュニティ協議会
 - 連合自治会長 ● 老人会長
 - 保健委員長 ● 婦人会長
 - 出張所長 ● コミセン事務局
 - 包括支援センター ● 市社協
 - 地区保健師 ● 大学
 - 在宅介護支援センター

いろいろな意見をたくさん出してもらい、カテゴリー分けしています

高齢者福祉の最終目標

- みんなでいっしょに健康づくりが行える町
- 高齢になっても暮らしやすい町
- 笑顔があふれる健康で生き生きした町

たとえば・・・どんな町??



高齢者福祉の最終目標

- ・みんなでいっしょに健康づくりが行える町
- ・高齢になっても暮らしやすい町
- ・笑顔があふれる健康で生き生きした町

具体的にどんなことができるかな？

参考	交流	社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いボランティア(高齢者バンク登録) ・高齢者の連絡網作成 ・行事のときに声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン ・子どもランチ会 ・田んぼの開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集隊 ・住診医・巡回診療の充実 ・移動エレベーター ・買い物車の交通手段
助け合い	安全	環境
<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊結成 ・困りごと相談受付組織結成 ・定期的な声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災の充実 ・緊急通報装置の活用 ・道路の状況の改善 ・危険の回避、歩道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に公園を ・花いっぱい運動 ・楽しく遊べる町づくり ・自治会の活性化

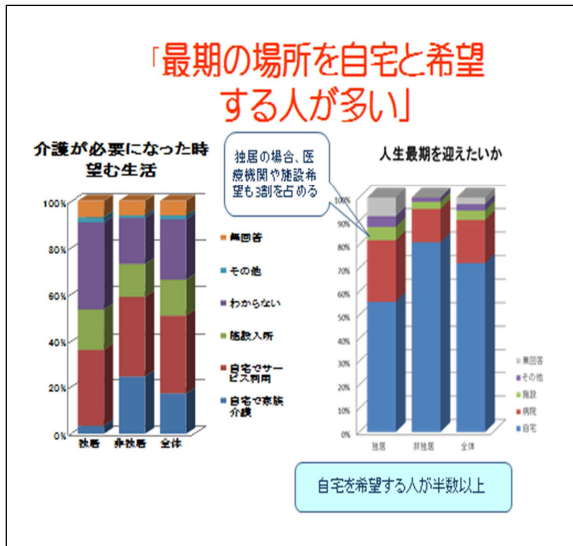
お買い物バスのご案内

栢温泉から毎週水曜日お買い物バスが運行されております。

尚本荘までの巡回バス(無料)時刻表

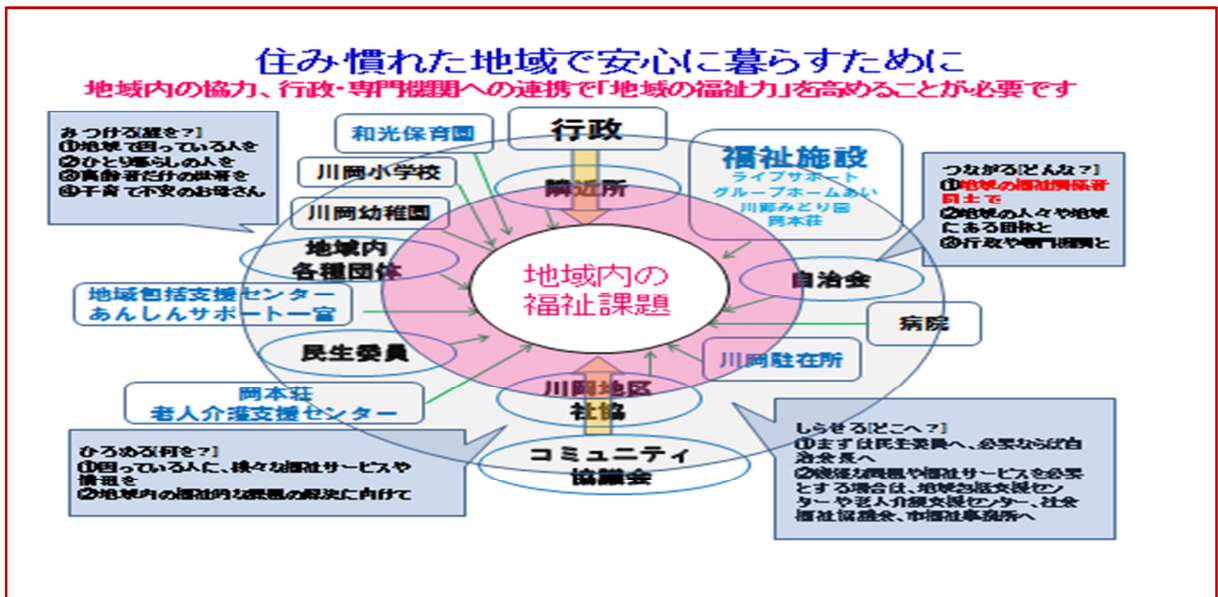
発着所	行先	発り
①栢温泉・岡本荘		12:30
②栢山地区公民館		12:35
③山田地区公民館		12:40
④大形小学校・児童館		12:45
⑤なみだまっこ公民館		12:50
⑥ファミリーマート栢山地区		12:55
⑦栢山地区		13:00
⑧栢山地区公民館		13:05
⑨栢山地区公民館		13:10
⑩栢山地区公民館		13:15
⑪栢山地区公民館		13:20
⑫栢山地区公民館		13:25
⑬栢山地区公民館		13:30
⑭栢山地区公民館		13:35
⑮栢山地区公民館		13:40
⑯栢山地区公民館		13:45
⑰栢山地区公民館		13:50
⑱栢山地区公民館		13:55
⑲栢山地区公民館		14:00
⑳栢山地区公民館		14:05
㉑栢山地区公民館		14:10
㉒栢山地区公民館		14:15
㉓栢山地区公民館		14:20
㉔栢山地区公民館		14:25
㉕栢山地区公民館		14:30
㉖栢山地区公民館		14:35
㉗栢山地区公民館		14:40
㉘栢山地区公民館		14:45
㉙栢山地区公民館		14:50
㉚栢山地区公民館		14:55
㉛栢山地区公民館		15:00
㉜栢山地区公民館		15:05
㉝栢山地区公民館		15:10
㉞栢山地区公民館		15:15
㉟栢山地区公民館		15:20
㊱栢山地区公民館		15:25
㊲栢山地区公民館		15:30
㊳栢山地区公民館		15:35
㊴栢山地区公民館		15:40
㊵栢山地区公民館		15:45
㊶栢山地区公民館		15:50
㊷栢山地区公民館		15:55
㊸栢山地区公民館		16:00
㊹栢山地区公民館		16:05
㊺栢山地区公民館		16:10
㊻栢山地区公民館		16:15
㊼栢山地区公民館		16:20
㊽栢山地区公民館		16:25
㊾栢山地区公民館		16:30
㊿栢山地区公民館		16:35

ご利用希望の方は当日12時まで、
岡本荘(長尾)まで、ご連絡をお願いします。 ☎ 087-885-2828



支援センターができること...

- ・地域包括ケア会議への働きかけ
個人ニーズ→地域ニーズへ
- ・社会資源の機能としてサービスの充実
緊急通報システムや巡回バスの充実
- ・住み慣れた地域の施設を利用いただくことを意識する
(施設側は循環型施設、高機能施設を目指す)



社会福祉法人の地域福祉活動 ②

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

限界集落の小規模多機能居宅介護施設で住民と共に100円居酒屋を運営

大分県国東市 社会福祉法人 安岐の郷



I ロケーション

大分空港から車で10分の国東半島の入口に位置する**安岐町**の安岐町福祉ゾーン内(市有地)にあります。人口約9000人弱の農業を中心とした町で高齢化率は**33.3%**です。**独居の高齢者の割合は18.5%**

平成18年3月に東国東郡内の国見町・国東町・武蔵町・安岐町の4町が合併して**国東市**となりました。人口は約3万1千人、高齢化率は**37.19%**です。

○朝来地区の高齢者の状況(H25.8.1)

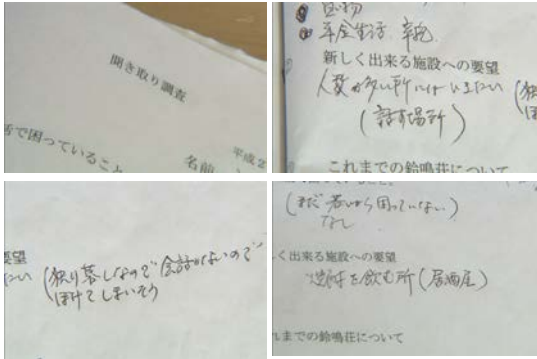
65歳以上: 367人 前期高齢化率(%)54.5% 75歳以上:233人 後期高齢化率(%)34.6%
そのうち朝来地区で一人暮らし老人:109人

○西武蔵地区の高齢者の状況

65歳以上: 333人 前期高齢化率(%)54.4% 75歳以上:234人 後期高齢化率(%)38.2%
そのうち朝来地区で一人暮らし老人:80人

- 平成20年3月31日全校生徒数17名の朝来小学校が町内4小学校の統合により廃校
- その数年前より「朝来小学校跡地を考える会」発足
- 高齢者の福祉関係の誘致を望む声が多く、老人福祉施設への機運が高まる。
- 平成20年3月議会で朝来小学校を鈴鳴荘へ無償譲渡(土地は賃貸)する議案が承認される
- 平成20年6月から9月で、朝来地区351人(354戸中)に聞き取り調査実施

聞き取り調査結果



居酒屋をやることに…

- 平成21年5月スタート⇒25年9月14日実施まで一度も中止なし(53回開催)
- 毎回の心配…何人来てくださるかわからない(今では毎回100人を超える方々。最高約350人)
- やり始めてアルコール代が持たない!!
- 振興局の方が地元の酒蔵を訪問し毎回アルコール(焼酎・お酒)無償提供を約束してくれた…福祉も地域連携が必要と実感
- 21年10月には、別府温泉のお湯を運んで温泉が実現
- 地域の方の要望でお風呂も、利用者用・地域の方の男風呂・女風呂と3つ完備



継続的に行うために

- 平成22年9月(スタートから1年半)に朝来サポートセンターのサポータークラブのクラブ員を募集したところ47人もの応援者が!
- 現在は50人を超えている



運営推進委員会
長を中心に居酒屋
応援隊発足

居酒屋応援隊

地域の農作物で100円市もスタート



今では地域が主役!

- 平成14年から続いた「あさぎりふれあい祭り」が高齢化により存続の危機
「祭りをもっと元気にしたい!」/居酒屋に日程に合わせるから一緒にやっつくれんかき…
⇒平成23年11月から第2土曜日の居酒屋と合同開催に
- 居酒屋のイベントは、地域の声と自主企画に…忘年会・新年会・手品ショー・着物ショー
•コンサート…朝来小学校、朝来中学校校歌の大合唱。朝来民謡で踊りの輪
- 都会に出ていった方々にダイレクトメールを送り、居酒屋で同窓会
- その町村を元気にするのはそこに住んでいる住民の力…そこに行政・事業所が力を貸すことで大きな力になる
- 今では若者が少しずつ定着し、スクールバス1台では不足し中学生はタクシー通学に
- 農家民泊(65歳以上の家庭)受け入れ…H24年0から10件へ → H25年は20件へ

○H25年4月:2階に8床の(サテライト)特養完成…なじみの地域で最期までを実現